

健全化判断比率及び資金不足比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、令和5年度決算に基づく各指標を公表します。

北川村の「健全化判断比率」及び「資金不足比率」については、下記のとおり早期健全化基準及び経営健全化基準を全て下回っています。

○ 健全化判断比率 (%)

指標	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	15.0
連結実質赤字比率	—	—	20.0
実質公債費比率	-1.9	-2.9	25.0
将来負担比率	—	—	350.0

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は赤字額がないため、「—」で表示しています。

○ 資金不足比率 (%)

特別会計の名称	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
簡易水道特別会計	—	—	20.0

※ 資金不足額がないため、「—」で表示しています。

【参考】

